

対日抗戦期における新疆義捐活動の再検討

程 天 徳

はじめに

対日抗戦期の新疆省は抗戦のために大きな貢献をなし、中国共産党からは、抗日の「大後方」として高く評価されている。新疆が高く評価されるのは、主にこの地域が直接侵略を受けることがなかったため比較的安定しており、ソ連との連絡を保ちながら共産党のために物資や育成された人材を前線に送り込んだと考えられているからである。また、共産党員の活動の結果、新疆各民族は一致団結し、盛世才（1892-1970年。当時新疆边防督弁として事実上の新疆統治者であった）と連携して新疆の経済発展と文化事業に貢献したとも指摘されている。さらに、抗戦期の新疆は金銭や物資を集め、これを前線に送るため大規模な義捐活動を展開した。こういった理由の組み合わせから、中国共産党は今日、新疆を抗戦の「大後方」と呼んでいるのである。

本来であれば、中華民国に属している新疆省が国家のため抗戦に参加すること自体を問題にする必要はないはずである。しかし、教育の水準は決して高いとは言えなかった、また民族や文化・宗教の差も大きかった新疆の状況は、より複合的な視点から考察するべきである。ところが、近年の中国では、新疆抗戦を研究する際、「貢献」を前提条件とすることが多い。例えば、吐娜（2010）¹⁾、劉向暉（2015）²⁾、尹偉先（2015）³⁾のような論文がそのような例である。また、抗日統一戦線の視点から新疆抗戦を検討するものに、南柱成他（1995）⁴⁾、朱培民（2000）⁵⁾、朱憲臣（2012）⁶⁾などの論文を挙げることができる。なお、中国共産党は庄鴻濤の論文「抗日戦争に対する新疆の貢献及びその重大な歴史的意義」⁷⁾を「党史チャンネル」に掲載し、その論点を公認し共通認識とした。しかし、この前提条件の信憑性を、時代状況に置いて考察し、時代状況の中でその合理性を検討することはこれまでほとんどなされてこなかった。しかも、これらの論文の中で使用されている史料は、回想録や二次資料が多く、ほとんど代わり映えのしないものである。こうした研究状況を踏まえ、本稿は新疆が「大後方」として評価されている理由の一つである新疆で行われた義捐活動について、これまで使用されてこなかった檔案史料を利用し、まず「義捐の定義」を検討した上で、「義捐の実態」の解明を目指す。そして、なぜ中国共産党は上述のような主張を提唱したのか、意思決定はどのように行われたのかの問題を、民族・宗教問題を担当した中国共産党中央統一戦線工作部（前身は都市工作部）の指導者の発言に注目し、その理由を深層部で確認する作業を試みたい。

第一章 「義捐」の定義と規則

新疆の義捐活動を検討するには、「義捐」の規則と定義を考えなければならない。そして、新疆の義捐活動はかなり早い段階から行われていたが、それは国民政府による抗日救援対策の一部として取り扱われたようである。そうであるならば、国民政府の規定では、義捐とはそもそものようなものであったのだろうか。このことは公文書を通じて判明する。以下は、1933年、中国国民党中央執行委員会が各党部に向け発出した義捐に関する通達である。

八、各級の党部に命令する — 義捐方法の修訂改善四條を条項通り執行せよ。

そもそも募金や物資を義勇軍と前線将士に供給し慰労すること、被災民を救済することは、ほんらい善意によるものだが、義捐の方式は以下の二つの原則に従うべきである。

- (一) 一部の人の精神や物資を民衆に捧げ、そのことによって多くの人々の同情心を喚起して、これを余剰物資と交換する。
- (二) 組織のある少数者の努力と名誉によって、無組織の民衆の同情心と興奮を喚起し、自発的に精神と物質の貢献を捧げさせる。そうしてこそ大きな効果をあげることができる。これまでの義捐の方法を見たところ、大半はこの趣旨に合致せず、多くの弊害が生まれている。これは以下の諸点である。
 - (一) いかなる人も義捐を發起でき、いかなる人も義捐に応じる義務がある。これでは義捐を募る者は上述した原則に従っていないし、応じる者に同情心があるとは限らない。
 - (二) 集められた金銭と物資の用途は公開されない。義捐に応じた者もその用途も知らない。偽名義で義捐を募って詐欺をする者さえいる。
 - (三) 義捐を募る者は他人のもの気前よくばらまくが、義捐に応じる者はその強引さを断ることができない。
 - (四) 義捐を募る者が多ければ、義捐に応じる者は勇躍するわけにはいかない。各方面に応じようとすれば、できるだけ納めることなどできなくなる。
 - (五) 義捐募集の機関が並立すれば、公費使用も多くなって、実質的に義捐金を消耗する。
 - (六) 義捐を募る者の信用が充分でなければ、義捐に応じる者に悪影響を与え、その結果、平素から信用がある者が義捐を募ることを難しくさせる。
 - (七) 項目毎に多数の機関が義捐を募るため、義援金は集中されないまま錯綜し複雑なものとなって、悪人がそこから利益をあさることになる。

こうした状況から、今後は義捐方法を改善せねばならない。ここにおいて本会第61回会議は、以下の四カ条を決議した。

- 一、全国各種の社会文化団体、学校等の組織は、およそ義捐を募集し、義勇軍に物資を送り、

- 前線の将士を慰勞し、軍費を支援し、匪区〔共産党支配区〕の被災者の救済をする際には、必ず知的な表現で（例えば演劇、遊芸会、展覧会など）民衆に貢献し、そのことで民衆の同情心を喚起して、それを以て義捐させて、或いは正式な組織で努力と威信を以て民衆の同情心を喚起して、引き換えに義捐を獲得する。この方式の採用は、当地の党政機関の許可が必要である。義捐金の徴収管理は、本組織以外の人員に参加させ、〔運営が〕公正であることを示さねばならない。
- 二、全国の各職業団体で前項の義捐金をする者は、必ず合同で一つの委員会を組織しに管理させ、当地の党政機関が提唱発起し、組織を確定させて民衆に理解しやすく、共感を起こしやすいようにする。義援金の徴収・管理は必ず複数の組織の人員に共同参加させ、その額を公開して公正を示す。
- 三、同一項目の義捐募集は、各省市の党政機関が本部を組織してその実施を担当することで統一性を示す。前項の各団体あるいは組織は、その支部機関とする。その設置は適切で必要に応じたものとし、並立を回避するという原則を厳守する。
- 四、全て上記規定に違反するものは、当地政府が嚴重に取りしめる⁸⁾。

この文書から、当時から国民政府は「同情心」の喚起と政府に対する信用力を利用して民衆に義捐を行わせるつもりであったこと、しかし、この時すでに幾つもの問題が義捐活動の中で起こっていたことが理解される。例として挙げられたのは組織の並立、公費の濫用と浪費、義捐金の流用、強制義捐などである。このため国民政府は監督機関を設置することにしたのである。さらに政府は、「知的な表現」〔智能之表現〕を重視していた。これはもちろん、民衆に義捐を受け入れやすくし、強引な徴収を回避するためのものであっただろうが、同時に政府のイメージ維持と愛国宣伝を意図していたと考えられる。そもそも、中央執行委員会の通達が引用部分で義捐の対象としている「義勇軍」と「前線の将士」とは、間違いなく「満州国」で関東軍に抵抗していた旧東北軍系の「東北義勇軍」と、33年3月から5月にかけてのいわゆる「長城抗戦」を戦った国民政府の正規軍を指している。だから、そこで行われる演劇や遊芸が愛国主義（ナショナリズム）に染まったものだったのは想像に難くない（逆に言えば、国民の愛国心が欠如していると考えられたため対策が取られたと見ることもできよう）。なお、上記命令は中央以外に、『南京市政府公報』に「統一募捐方法⁹⁾」として、『警察月刊』にも義捐方法についての「訓令¹⁰⁾」として転載されているから、こうした規定は国民政府の義捐の共通基準であったと言っても過言ではないだろう。

南京国民政府の威信は、新疆省で大きなものだったとは言えないが、新疆省政府の義捐規則を、南京国民政府のものと比較しておくことは必要であろう。特殊な条項を除けば、その義捐規定は以下のようなものである。

新疆省政府義捐管理規則

- 一、すべて民間へ政府が必要とする金銭物資或いは演劇及びその他の遊芸会の義捐は絶対に政府の許可命令が必要であり、これがなければ無効である。
- 二、いずれの機関・団体も民間から義援金を募る際には、先ず財政庁に特程し、その後省政府から許可された後でなければ、活動することは認められない。
- 三、機関・団体は財政庁に申請の際、義援金募集の目的・理由と〔目標〕金額及び募集方法を詳しく記載し、上級に転送しやすいようにする。
- 四、〔民国〕28年6月15日以後、政府の義捐を許可する命令がなければ、どのような機関・法人団体も、義捐募集活動をするには許されない。(中略)
- 八、金銭・物資を義捐した後、財政庁所定の義捐用紙に姓名と義捐した金銭の額、物品の種類・名称・件数を規定位置に書き込み、捺印せねばならない。特に義捐した金銭もしくは物品は、自発的にすすんで寄付したものであって、決して強制や割り当てによるものでないことを注記し、慎重に行われたことを明示せねばならない¹¹⁾。

すなわち、演劇・遊芸会を通して義捐を宣伝することなどは、国民政府の規定に従っているが、新疆では南京の国民党中央が通達した規定よりも、政府の許可が必要となっており、政府主導の色彩を拭えない。また、新疆の規定では、比較的義捐の強制や割り当ての禁止が強調されている。さらに、運営に対する第三者の参加や、諸団体合同での活動での委員会の組織といった運営に対する監督的な側面には言及していない。

だがこれらの点を踏まえて、この時期（1930年代半ば）の義捐に共通する規定としては、まず第1に強制的に義捐をさせることが禁止されていることが挙げられる。あくまで義捐は、演劇や遊芸会・展覧会などを通して宣伝され、勧誘されるものであった。また第2に、義捐はその目的を正しく説明した上で、双方の合意によって成立するものであった。義捐の目的を曖昧にしては、悪用につながるからである。第3に、義捐金の使用にはもちろん、浪費や横領、他の目的への転（流）用が禁止され、義捐金使用の公表も保証されることになっていた。使用明細の公表も同じく目的は悪用防止にある（なお、この義捐金の利用についての新疆の規定には不透明なところがあった）。第4に、義捐を行う機関や組織は可能なかぎり、組織自体の運営に公費を浪費しないことになっており、義捐機関や組織の集約化が重視された。義捐機関が乱立すれば、組織自身の運営で浪費が発生することが多かったためである。

このように、「義捐」についての国民政府期の規定を整理すれば、少なくともそれは、以下のように定義できるであろう。——（党や政府の宣伝・勧誘を通して実現されるが）人民による自発的に拠出される金銭乃至物品であり、目的の明示や悪用・浪費の禁止、支出先の公表原則に見られるように、高い公益性を備えたものであった、と。

このように「定義」を行った上で、われわれは義捐の「実態」へと検討を進めることができる。実際の義捐活動の中で、上記の規定や「定義」と相違が生じれば、そこに不正を、少なくとも問

題点を、指摘できるからである。

第二章 「抗日義捐」の実態

前述のように、新疆が抗日統一戦線における「大後方」と現在でも呼ばれている重要な理由の一つは、この地域で大規模な義捐活動が行われたからである。各民族は一致団結して抗日のため献身した、といったことは中国共産党が提起する、今日における共通認識である。その具体的な内容とは、共産党員の働きにより、「新疆民衆反帝連合会」や「新疆抗日救国後援会」を通して、抗日義捐活動が行われたことである。中国共産党の主張の力点は、共産党員が義捐活動の中で大きな貢献をしたことにある。前述したように、少なくない論文や共産党のウェブサイトは、ほとんど同じ内容を述べている。——「この機関（反帝会、抗日後援会）の中国共産党員は懸命に活動し、新疆の民衆を立ち上げらせ抗日の前線を支援した。民衆が深く動員されたことによって、新疆各民族の民衆の愛国熱情は十分に高められ、速やかに幅広く、持続性のある抗日義捐活動が展開された。こうして、金があるものは金を出す、体力を持つものは体力を出す、といった情熱に満ちた国民抗日愛国の政治的局面が形成されたのである¹²⁾」というように、共産党員の活動は大きく評価された。だからこそ新疆の抗日義捐活動はこれほどまでに順調に進展できたのだ、と。

たとえば、こうした成果を示す証拠として出された事例には、温宿県の農民バハバイ〔巴海巴依〕が、トルコに向け巡礼するための旅費の半分を拠出して寄付した、といった少数民族の老人・未亡人・貧民の義捐行為の事例が取り上げられ、愛国への熱情から新疆諸民族の民衆たちは抗日のために身を捧げた、とされた。さらに、新疆ウイグル自治区檔案局・中国社会科学院辺境史地研究センター・『新疆通史』編集委員会編『抗日戦争時期新疆各民族民衆抗日募捐檔案資料』も、義捐について詳しく触れ、その序文は次のように述べている。「抗日の全面戦争が勃発する前に、中国共産党はすでに新疆で抗日民族統一戦線を樹立した。中国共産党員たちは新疆の各地で効果的な抗日宣伝をして、積極的に義捐活動を行った¹³⁾。「新疆で集めた物資は直接延安に送ったこともあり、八路軍の抗日活動を大いに支援した。抗日戦争の期間全体にわたって、新疆各民族の民衆たちは衣食を切り詰めて節約し、その額は累計で国幣（法幣）5000万元にも達した。このほかにも、大量の物資が送られた。これらの支援活動は経済が立ち後れ、人民の生活も貧窮を極めていた新疆にとって容易なことではなかった〔傍点引用者〕が、その義捐活動の一部は、展開の規模でも募集した物資の数でも、全国の中で上位を占める。このことは民衆たちの抗戦に対する決心と愛国の情熱を示している¹⁴⁾」。新疆各族民衆の愛国心が溢れる一方、当時の経済状況は実に窮境まで追い込まれた。

だが、新疆の義捐活動の実態が、共産党の主張するように「壮絶」で、「愛国の情熱」に溢れたものであったのかは、やはり検討に値しよう。新疆は辺境に位置し、砂漠・高原が多く、加えて多民族が共住して言語・文化・宗教の差異は大きい。しかも、前記引用にあるように、決して経済は発展していなかった。1933年7月16日、イリ屯墾使兼陸軍第五師の師長張培元は国民政

府へ新疆の状況についての報告書を作成し（当時彼は国民政府の宣慰使黄慕松の護衛を担当していた）、自らの見解を報告書に添付した「維持計画書」の中で述べた。

新疆は西北の辺境にあり、交通不便です。以前から当局は中原でよく戦事が起こるため、巻き込まれまいと門戸封鎖〔閉関〕主義を実行してきました。そこで辺境の桃源郷と号したのです。〔内地の〕治乱には関心を持たず、ほぼ隔絶状態になったため、軍事や行政未だ軌道に載らず、財政は破綻して解決するすべがありません。（中略）新疆は回疆とも呼ばれ、漢族・満族・蒙族・纏回（ウイグル族）・カザフ（カザフ族）、プハラ（ウズベク族、タジク族）および帰化した各民族がおり、状況は極めて複雑で、それぞれの宗教・言語を保っています。清朝が羈縻政策を採ったため、各自はその風習に従い、民国もこれを受け継いだからです。新疆に居住する漢族は各民族と比較すると僅か千分の一しかいません。しかも、アヘンを吸引する人が極めて多く、実に勢力弱体です。他の民族に人道を尊重させ、国家を愛護するよう勧めようとしても、夏虫氷を語らずでチンプンカンプンです。そもそもウイグル族の言語・文字の中には国家という言葉がありません。パシャという言葉は君主としか訳せませんが、今日ではこれを国家の代名詞として使用しています。これほどの知識しかもたない者に、愛国思想を持つよう責められましょか。新疆の教育は非常に重要ですが、当局はこれを急務とは見ません。全省の教育経費の支出は内地の一県の実教育費にさえ及びません。省が設立されてから数十年がたつというのに、各民族の地盤が固くて、交流も融和もすまなまま、種族の紛争が発生し人が殺されています。当局の責任は免れません。教育費を特別に集め、内地から教育の専門人材を雇用すべきです。こうすることで積極的に小学校を普及させるのです。これは実に辺境の政治に有益です¹⁵⁾。

1933年の時点では、新疆の人々には国家意識が希薄であり、愛国思想を持たせ得ないと考えられていたのである。にもかかわらず、そのわずか数年後に、彼らが貧窮の中から（衣食を削っての）国家への「献身」をなし得たのはなぜなのだろうか？

たしかに、新疆の抗日義捐運動は1936年12月に始まり、新疆抗日後援総会が1937年9月に迪化で成立したのち本格化した。この運動は各地方に広まり、抗日戦争の最終段階まで続いた。

1936年12月19日 伊犁（グルジャ）区で綏遠を援助するため、抗日募捐委員会が成立

1937年11月23日 尉犁県（ロプノール）で後援分会が成立

1937年12月12日 庫爾勒（コルラ）設治局で後援会が成立

1937年12月18日 塔城（チョチェク）で後援分会が成立

1937年12月30日 烏什県（ウシユトゥルフアン）で後援分会が成立

1937年12月30日 和什托落蓋（ホシユトルゲ）設治局で後援会が成立

1938年1月18日 拜城県で後援分会が成立

1938年1月27日 麦蓋提県（マルキト）で後援分会が成立

- 1938年 2月 5日 喀什区（カシュガル）で後援分会が成立
1938年 2月 12日 鞏留県（トックズタラ）で後援分会が成立
1938年 4月 19日 沙雅県（シャヤール）で後援分会が成立¹⁶⁾

上記以外にも、更に下級の後援支部が成立することもある。そうすることで各地方の後援支部が地域の活動を担当し、「義捐への勧誘」、「自発的な義捐」「演劇などのイベントを通しての義捐」といった主として三つの方法を通して抗日義捐活動を行うことになったのである。

だが、この時期の義捐は、前章で見たような一定の「定義」、あるいは原則の中で行われたものであるはずである。それは何よりも本人の意思にもとづくものであって、他人の強制や詐欺による金銭・物の収奪は禁止される。また義捐された金銭・物資は公表されたものと同じ目的に使用されねばならなかった。こうした「定義」・原則を踏まえて新疆の抗日募捐を改めて考察してみると、初期段階では政府や公的機関が主導し、公務員の給与をそのまま義捐とすることがあったようである。以下は、1936年12月30日付けの省政府教育庁長の省政府宛呈文である。

政府の御命令を拝受しましたところ、民衆反帝連合会秘書長王寿成の「日本軍と満洲国軍〔日満偽軍〕が綏遠省東部への侵攻を強めている事態に対し、全国各族の同胞たちは次々に醸金し、すすんで金を出して綏遠東部の前線の抗日将士たちを慰勞し、精神的物質的支援に資し、彼らの抗戦の勇毅を鼓舞しています。新疆も同情を表明すべきであり、省都の各機関の公務員に命じてそれぞれが本年度12月の2日間分の給料を寄付し、綏遠抗日将士の慰勞費としていただきたい」との呈文を引かれ、末尾に「命令を当該の庁長に送って指示通りに処理し、文書到達後5日以内に給料を差し引いて報告送付せよ、遅延することのないように」とのことでした¹⁷⁾。

この文書の件名には、「職員が自ら進んで2分の給与を寄付」とあるのだが、実は呈文の最後の部分で、教育庁長は省政府の指示通りに職員の給与を差し引き送付したことを報告しているのだから（しかも「5日間」の期限内に）、自発的な義捐というよりも「強制」的な徴収とすべきである。実際、「強制」を意味する「割り当て〔攤派〕」の語は、その後の官庁間のやり取りにもしばしば見られる。たとえば以下の、督弁公署のような上級官庁から末端の和田行政庁に向けた電報（1938年2月）と、末端の県知事から盛世才の督弁公署に宛てた電報（1938年4月）がそうした例である。

義捐を募る方法は、人民が自発的に自らの財力で自由に義捐することを原則とし、強引に割り当てないことが重要である。さらに義捐運動の状況を調べて報告し、一定の額に達したらただちに省政府に送付せよ¹⁸⁾。

我が県は4月12日に抗日支部を成立し、各族の民衆が喜んで、抗日のために義捐し、確實

に割り当てることもなく命令に従いました¹⁹⁾。

これらの事例では、政府は民衆に自分の財力次第で義捐させるのが基本方針としており、義捐金を「割り当て」ることは禁止されている。このことは、多くの文献で確認できるのだが、繰り返し登場する以上、むしろ「割り当て」は広く横行していた、と想定するべきかもしれない。次のような報告（1937年11月）にも留意したい。

新疆は遠い辺境地域にあるといいますが、大義に関する行いは元々他の地域より劣っている訳ではありません。ですから抗日後援会が成立してから今日に至るまで、義援金を募って前線で戦う戦士を慰労し、難民を救済することは、非常に活発に行われています。しかしながら、各機関の公務員の給与は決して高くないため、生活を維持することさえ困難です。ですので、義捐に応じることについてはなおさらその自由に任せ、金額の多寡は問うてはなりません。ところが最近聞いたところでは、各機関の長官が一カ月分とか二カ月分ほどの給与を〔義捐金に〕割り当てることを指示しているとのこと。このようなことは義捐の趣旨に沿わないものであります。当然速やかに規則を作ってこれを取り締まり、今後凡そ義捐を募ることがあれば、必ず本人の意思にもとづくこととし、強引に割り当てることも禁止する。そうすることで体恤を示し、紛擾を免れねばなりません²⁰⁾。

新疆では給与水準が低いからこそ義捐は「その自由に任せ」ねばならないにもかかわらず、給与を月額単位で義捐に割り当てるが行われていた、と言うのである。さらに、理由や目的を明確にせずに強引に義捐させることもあった。以下は1943年の文書である。

最近の調べによれば、各地で数多くの義捐活動が行われているが、時には義捐を募る者がその意味を詳しく説明してはいない。そのため義捐者が義捐金の用途も知らないこともあるし、義捐に応じる人が少ないと、風刺の言を発したり、甚だしきに至っては脅迫してまでしたりして義捐させることもあって、弊害を生んでいる。一般の商人や民衆たちからは非難の声があがっている²¹⁾。

抗日義捐はもとより愛国心を示す行為である。国家の大義を説明することはそもそも必要のないことではあろうが、敢えて事情を説明せず、強引に義捐させることは抗日義捐活動の趣旨に背くものである。さらに、こうした「割り当て」や説明を回避した義捐募集のほかにも、「抗日義捐」の名を借りての私的財産の取奪行為があった。以下は、ある地域の出身者が商用などで遠隔地を訪れた際、宿泊などの利用の便を提供する「会館」（ここでは湖北・湖南省出身者のための「両湖会館」）を「抗日義捐」の名の下に取奪しようとした1937年11月の事例である。

そもそも、両湖会館はもともと昔日の文武の官に昇任した者が前例に照らして寄付を行い、その金を積み立てて毎年の同郷会の慶事に備えたものです。これら虚偽の財産は一部の人間の懐に入るだけで実質公衆には何の益もありません。学校を設立するために毎年学費銀300万両²²⁾を寄付したとはいえ、その金は光明劇園が支弁したものであって、会館からではありません。いわんやその財産は私人の財産でも、民を養う費目でもありません。そのまま留めて存置せしめ、上は国の助けとなることなく、下は民を救うこともできないまま（中略）といった状況であるよりは、悉く抗日後援会に管理を任せ、日寇の打倒、領土の保全と後世の栄光に寄与するべきです。このことは妥当ではないでしょうか。私たちはもとより決してもめ事を起こそうとするものではありません。国難に直面し、事態が急迫しているからこそ、このことを提案しているのです。（略）速やかに人を派遣して同郷会の責任者と折衝し、没収ではない、日寇が一掃された際には必ず返還すると説明するのです。このように平和裡に〔財産の提供を〕進めれば、大きな成果を得ることができましよう²³⁾。

見られるように、両湖会館の資産は「虚偽の財産」であり、「民衆には何の益もありません」という名目で強制的に「徴用」されようとしたのである。それは、実質的には、「国家のため」「抗戦のため」という大義名分のもとに、団体の財産が奪われようとしていたことを意味する。このほか、義捐金を他目的に使用したこともある。1938年6月の事例である。

本会〔漢族文化促進総会〕はクラブを建てるため、借金まみれになりました。演劇会を開いて借金を返済するつもりであり、本年1月21日、すでに提案を行いました。ところが、各業界の抗日募捐活動の時間の都合がつかなかったため今までに延期してしまいました。現在職員会は抗日の後援活動のために努力し、第2回の抗日義捐演劇を開催し、同時にそれを以上記のクラブの借金を返済するつもりです²⁴⁾。

この事例は、「抗日義捐」を掲げる演劇会で得た資金をクラブの建設費に流用しようとしている。間違いなく抗日義捐の趣旨に背く行為である。その目的が抗日と何らかの関係がまだしも事情を説明する余地があるが、この件は抗日全く関係ない。にもかかわらず、省政府主席の李溶はこの件についての新疆辺防督弁盛世才への報告電報の中で、借金返済については一切言及していない²⁵⁾。また、新疆民衆抗日救国後援会も漢族文化促進総会に打電しているが、その内容は6日間の演劇会の期間を2分し、そのうち3日間の収入のみ抗日の義捐金とすることであって、李溶と同様に借金返済への流用を平然と受けとめている²⁶⁾。その背景には恐らく、こうした「抗日宣伝」や義捐金募集を直接目的としない演劇会で義捐金が募られる事態が多数発生していたことであろう。

別の県（乾徳県）の事例（38年8月）でも、晩夏・初秋の「田禾会」（演劇をし神に捧げる）を開きたいと申し出てきた紳商に対し、禁じる訳にもいかないと考えた県政府は、5日間にわた

る観劇会の終了後「抗日募捐」を行うことに辻褃合わせをしている。これなども、行事の主たる目的は義捐金の募集ではない²⁷⁾。

さらに、最後、抗日戦争の最終段階に至って、また抗日義捐を利用して自分の功績をたてようとして、義捐金をほんらいの規定を越えて集めている。

新疆の各県ではこれまで数次にわたり発起された抗日建国の義捐金募集に対し、すべて〔6字不明〕寄付を行い、頗る観るべき成果を挙げております。しかしながら義捐募集活動の中で、少数の県政府は大きな過ちを犯しました。すなわち義捐金の募集目標を決定したのち、県長は功績を立てるため、往々にして規定の義捐金額をはるかに上回る額を集めたのです²⁸⁾。

ところで、事実上の新疆統治者であった盛世才は、以上の件に関してどのような考えを持っていたのだろうか。この点を、張大軍編『盛世才のモスクワ・スターリン宛報告書（1940年）』から伺ってみよう。あるウイグル族の「反乱者」が、「督弁は中央に対してきちんと手助けしませんでした。抗戦以来、抗戦の名義を借りて民衆たちから義捐金を多く徴収されました。しかし、内地へ輸送した飛行機はただの十機しかありませんでした。私の見るところ、義捐金では十機以上が送れたはずです」と述べたところ、彼は次のように反論している。

私は中国の抗戦に対して最高の熱情と誠意をもって支援をしています。私は抗戦を直接援助する中運〔不詳〕を開放しました。私は広く民衆を立ち上がらせ、抗日義捐の運動を起こしました。私はかつて全力で中国西北ルートを保護しました……これらの事実は、まさに私の抗戦支援を説明するものです。民衆から抗日義捐金を募集することは、新疆の民衆連合会が主宰したもので、その責任者は反帝会の秘書長王宝乾（現在の外交署長）です。政府は人員を派遣していませんし無関係です。横領の可能性もありません。²⁹⁾

ここで盛世才は、義捐金に関して一切関わらなかったと主張しているが、すでに引用した史料（公文書）では、最終的な報告は盛の新疆边防督弁公署に届くようになっている。新疆省政府の主席さえも督弁公署へ報告しなければならなかった。ちなみに、前掲書に引用されているウイグル人の発言には、「お上〔公家〕は何度も繰り返してわれわれに義捐を割り当て、貧しい人々に強制している」³⁰⁾と述べている。盛はそれを空言だと反駁しているのだが、現実に経済の貧困状況にあって、しかも国家意識が希薄な民衆たちがただに身命を賭し、熱情をもって義捐したとはやはり信じがたい。

もちろん、新疆で行われた義捐活動のすべてが強制や脅迫の下に募集されたものでは無かったであろう。ある県（麦蓋提県）の抗日救国後援会分会の設立に際しては、県長が各機関の職員のほか、ウイグルなどの民族のアホン（先生・知識人に相当）、「郷約」「頭目」を県政府に招集し、救国講演会の宣伝大綱とその項目を説明し、「帝国主義分子の奸人や匪徒がデマを飛ばし事を起

こしている、暴虐な日本〔暴日〕はそもそもわが国の奴隷種族なのに、主に背いて国を侵害し、人々を惨殺凌虐するなどやりたい放題だ」といった抗日宣伝を行っている³¹⁾から、これに応じて義捐に参加した人はいるだろう。新疆における各民族の民衆たちは、アホンのような地域の有力者や宗教者から日本侵略者の残酷さを叩き込まれ、日本のスパイ活動が徐々に内陸まで浸食していくという危機感をもたされる。そこまでしなければ、一般の民衆たちは、義捐行為に踏み切らなかった、とも考えられる。

本章では、主に新疆地域で行われた抗日義捐活動の実態を分析した。民衆の義捐に関する史料の内容から出発し、義捐金の「割り当て」や強制的な徴収、義捐実績の虚報、義捐金の流用などの問題点が多数存在していたことを証明した。そして、これらの行為は明らかに義捐活動の趣旨に反していたのであるから、しかも、中国共産党は実際に義捐活動に参加していた（具体的には八路軍駐新疆弁事処の設立後）のであるから、彼らが実情を見逃したはずがない。しかしながら、この実情は一切語られていないまま、新疆の義捐活動は中国共産党によって高く評価されているのである。これはなぜなのか、次章で検討したい。

第三章 中共の歴史的論理との関連性

この章では、中国共産党の人民共和国成立以降の民族政策理念はどのようなものであったかという視点から、中国共産党の主張の原因の分析を試みる。

本来、人種・言語・文化・宗教という大きな壁を乗り越えて、多民族を統合することは、きわめて困難な政策課題であろう。中華人民共和国建国後 70 年の今日、米中間の対抗が明らかになる中で、中国共産党は外部からの危機を防ぐ一方で、内部の「団結問題」という重い課題に直面している。「中華思想」を受け入れやすい内地の漢民族と比較すれば、辺境地域に居住する少数民族への不信感が一層高まっている。当局は内部の分裂を避けるため、「中華民族」という構想を改めて実現しようと図っている。しかし、この構想は現在の国際情勢に応じて提起されたものではなく、建国初期、あるいはもっと以前から提起されてきたものである。共産党は共和国建国後、国内の情勢を確立したのちに、民族政策と少数民族の本格的な統合に着手したのだった。

では、中国共産党の首脳陣は民族政策、特に本論文で検討している新疆の問題をどのように考えていたのであろうか。ここでは長く行政の責任者（政務院総理・國務院総理）であった周恩来と中共中央統一戦線工作部部長であった李維漢の文章を素材に考察することにする。

まず、中国共産党がどのように民族政策について述べ、その基本理念を表明していたのか、という点からすると、1957年8月4日に周恩来が全国人民代表大会民族委員会で開催された民族工作座談会で行った講演「わが国の民族政策に関するいくつかの問題」が注目される。講演は民族政策の原則問題について語るものであった。簡潔に言えば、第一に反大民族主義・大漢民族主義・反地方民族主義、第二に民族区域自治制度、第三に民族の繁栄と社会改革、第四に民族の自治権と民族化の問題、である。周恩来は以上の四点を通して、各民族は一致団結して国家の繁栄

に力を尽くすべきだ、という主旨を述べた。各民族人口割合は異なるかもしれないが、民族自治の権利は享受すべきである。ただし、「民族自決」を採用しない理由として、ロシアの国情と区別しながら以下のように述べた。

中国は〔ロシアとは〕別の歴史状況にある。旧中国は北洋軍閥と国民党の反動統治が労働者と兄弟民族を搾取してきたが、一方で全土が帝国主義に侵略されて半植民地となり、一部が植民地となった。われわれはこの状況から解放された。革命の展開状況もソ連と異なる。われわれは大都市、あるいは工業の発達地域で蜂起し、政権を奪取したのではない。主に農村で革命根拠地を樹立し、長期の奮闘を戦い、22年間の革命戦争を経てようやく解放されたのだ。したがって、わが国の各民族の密接な連携は、革命戦争の中で築かれたものである。例えば、内モンゴルには革命根拠地があったし、新疆には国民党に反対する革命運動があった。わが党の指導下の西南遊撃区には各兄弟民族が参加したし、内地では数多くの兄弟民族は解放軍に参加し、紅軍が長征中に西南の少数民族地域を通った際、革命の影響を残すと同時に、少数民族の中から幹部を吸収した。要するに、われわれ中華民族は対外的には帝国主義から長期的に搾取された民族であり、内部では各民族は革命戦争の中で苦楽を共にし、戦闘的な友誼を芽育んできた。そうすることによって、われわれ多民族の大家庭が解放されたのだ。われわれのこうした内部関係と外部関係からすれば、われわれは十月革命期にロシアが強調したような民族自決の実行と民族の分立政策を採用する必要はない³²⁾。

周恩来は、これまでの中華民族は帝国主義と国民党政府に搾取されてきた、こうした内外の抑圧に対する抵抗は中国共産党の指導下から始まったと主張し、長年にわたる闘争の中で共産党と少数民族が結んだ絆の存在を強調している。この絆あればこそ各民族は抑圧階級から解放されたのだから、民族自決政策は採用できないとの理由付けが行われている。さらに、以下では、民族自決を採用すれば、帝国主義に利用されるとの懸念を表明し、その事例として東トルキスタン共和国（第1次、1933～34年）³³⁾を指摘し、また、新疆が多民族からなる地域であることを強調している。

解放後われわれ採り上げたのはわが国の情況に適合し、民族の提携に有利な民族区域自治制度である。われわれは民族分立を強調しない。現在もし民族の分立が可能だと強調するならば、まさに帝国主義に利用される。たとえ成功しなくても、諸民族が合作する中でのトラブルを増やすことになる。例えば新疆では解放以前に一部の反動分子が東トルキスタン〔共和国〕の類いの分裂活動を行った。それは帝国主義に利用されたものである。これにかんがみ、新疆ウイグル自治区成立の際には、われわれはウイグルスタンという名称の採用に賛成しなかった。新疆にはウイグル族だけでなく、その他12の民族が存在しており、13の民族を13のスタンにする訳にはいかないからである。（中略）名称問題は二義的なことかもしれない

が、中国の民族区域自治問題においては相当重要なことである。ここには民族の合作という意味が含まれている³⁴⁾。

かくして、民族の平等とは、各民族が分立せず、「合作する」(=団結する)という前提条件が承認された上で実現されることが明らかにされる。しかも、諸少数民族は常に帝国主義に狙われているので、この民族間の団結は不可欠である。またこの合作(団結)には、もちろん、少数民族同士の間だけではなく、漢族との合作の意味が含まれている。

次に、周恩来は、民族の繁栄を社会改革と関連付けて述べる。

例えば清朝の統治下、漢族の人口は成長した。しかし、一部の兄弟民族たちに対して、その政策は弱体化であった。モンゴルとチベット族は清代に、人口を減少させている。(中略)この二つの民族は明らかに清代で弱体化した。これは封建主義の民族政策は他民族を弱体化するということを意味している。帝国主義はなおさらである。帝国主義の植民地支配は、いつも当地の民族を困窮に追い込み、困窮の後は衰退のみである。(中略)われわれ社会主義の民族政策は、あらゆる民族を発展させ繁栄させる。だから、わが国の民族政策も各民族を繁栄させる政策である。この問題に関しては、各民族は完全に平等であり、差別は一切ない。われわれの根本政策は各民族の繁栄を達成することある。これまでの歴史過程では一部の民族が弱体化され人口が減少し、一部がたいへん後進的で生活の水準も低かった。これは反動統治が残した負の遺産である。私は先ほど清朝がチベット政策を述べたが、もし北洋政府と国民党時代にまで言及すれば、それは一層反動的である。孫中山先生は五族共和を提唱したが、蒋介石となるとまず回族を認めなかった。彼たちを生活習慣が特殊な人と呼んだ。国民党は民族さえも認めなかったから、各民族の発展に力を添えるわけがない。この種の各民族に対する反動支配、反動政策に、われわれ以前から反対してきた³⁵⁾。

そして周は、この諸民族の繁栄と発展をいかに実現するのかについて、その「かなめ」は社会改革にあると説いた。「われわれ新中国は各民族のために力を添える」のだが、そのためには「根本的な施策」すなわち「社会改革」が必要である。「社会改革はわれわれ中国各民族の共同性の問題である。漢族も改革を経ねば発展できないのだ」。さらに周恩来は、社会改革の目的に、「社会主義を建設して民衆の生活を豊かにする」ことを置いている³⁶⁾。

要するに周恩来はここで、社会改革はこれまでの政府の政策と異なり、各民族を裕福へ導く手段であり、社会主義こそ中国諸民族に適合しているのだ、と主張しているのだが、これらの主張は、ある程度中国共産党の少数民族政策における歴史的論理の把握を可能にする。すなわち、いままで中国を支配してきた政府・勢力はすべて少数民族の繁栄と発展のために行動をなさなかった、なしたのは抑圧・搾取・略奪のみである、新政府・中国共産党はこれらと異なり、各民族を平等に扱い、社会改革を通してすべての民衆を裕福にするということである。

ただし、それはあくまで中国共産党の主張にとどまる。諸民族から擁護されるかどうかは別問題である。中国共産党が積極的に少数民族を中国の一部に組み込もうとするだけではなく、その政策の対象となっている少数民族の側も積極的に中国の一部になろうとせねばならないからである。こうした課題を克服するために提起されたのが、民族統一戦線の役割である³⁷⁾。中央都市工作部（中央城市工作部）部長周恩来を補佐し、副部長を担った李維漢は1948年10月から1964年12月の間、中央都市工作部から改称した中央統一戦線工作部の部長を務めた。李維漢は、周恩来の意思を踏襲した上で次のように民族問題を論じている。彼は、「近代の109年間〔1840～1949年〕、中国の各民族、漢族と各兄弟民族は、帝国主義という強盗に抑圧され奴役される共通の運命にあった」、こうした「奴役と抑圧からの解放は、中国各民族の共同要求と共同事業であった」と述べた上で、同じ時期の「国内の民族抑圧」を取り上げる。

この109年間にあって、まずは清朝の専制政府が満洲族の封建貴族の統治を代表していた。その後は北洋軍閥政府が、最後は蒋介石国民党政府が、ともに大漢民族主義の統治を代表していた。この三つの政権、或いは三つの時期の反動統治はいずれも民族の牢獄である。具体的な政略と〔施政の〕方法にある程度の差があるとはいえ、いずれも民族抑圧制度と民族抑圧政策を実施していたのだ。被支配民族に対する搾取・差別・侮辱・惨殺、いかなるところでも悲惨を極めた。（中略）我が国には数多くの兄弟民族が存在するが、反動支配の時代にあってはこうして否認され、埋没せしめられた。あの時代に、わが国に50以上の民族が存在していることを誰が知っていたらう。中華人民共和国成立後、民族抑圧制度を撤廃し、民族の平等・団結を実現したのち、多くの兄弟民族が人々によって知られ、公認されたのである³⁸⁾。

李維漢も周恩来と同じく、新中国建国以前の政権はすべて少数民族を抑圧し、搾取し差別してきたと主張した。そして、少数民族の識別の議論を加え、各民族に権利と認知度を与え、各民族の個性を尊重する立場を明らかにした。彼によれば、中華人民共和国の成立が民族の抑圧を撤廃し、民族の平等を実現したのである。内部の「反動支配」を解釈したのち、外部からの抑圧について、彼は次のように論じる。

民族の抑圧は実質上階級の抑圧である。帝国主義（すなわち国際独占ブルジョワジー）の中国に対する抑圧がそうであり、国内の民族抑圧もそうである。近代の中国において、清朝末期、北洋軍閥統治期、或いは国民党統治期のいずれの時期も民族抑圧制度と民族抑圧政策を実行したことは、だいたい同じである。ではそれはなぜか？それは一定の制度と政策は一定の階級の本質を反映しているからである。この幾つかの時期での反動支配の階級本質は同じものであり、民族を抑圧するために採択した制度と政策も基本的に同じである。（中略）第三に、国内の反動支配階級は帝国主義と連携して一体になった。清朝政府、北洋軍閥政府、

あるいは蒋介石の国民政府のいずれの政権も民族の抑圧を実行するときには、いつも帝国主義勢力を後ろ盾とし、同時に帝国主義の代理人として中国の各民族を支配した。清朝政府の方針は「むしろ友邦に贈るも、家奴には与えない」であり、北洋軍閥政府と国民党政府も、これに勝りこそすれ決して劣らなかつた。わが国の外来の民族抑圧と国内の民族抑圧は、こうした事実上連携して一体となった。だが同時にわが国の各民族の民衆の、国外からと国内からの民族抑圧に反対する闘争も、必然的に連携して一体となったのだ³⁹⁾。

こうして今までの政権・勢力は帝国主義と結託し、帝国主義の民族抑圧を実施する後援となった。「反動支配者」と帝国主義の連携に対し、反抗勢力の民衆たちは一致団結して力を合わせた。さらに李維漢は、次のように議論をつづける。

中国は早い時期から漢族を主体とした統一的多民族国家であった。一面では、各民族は長期的な共同発展の中で、早くから漢族を中心にし、経済的文化的な連携をとげてきた。大多数の民族間において、このような繋がりとは比較的に密接で不可分である。反面、民族抑圧制度が長期間にわたって存在し、それは主要には漢族の反動支配の抑圧であった。多くの場合、漢族の反動支配は少数民族の内部の反動階級と結託し（同時に、彼らの間はしばしば矛盾があった）、少数民族の労働人民に向け抑圧と搾取を行った。近代に中国は半植民地半封建的な社会に陥って、中国の各民族の民衆はすべて国際的な帝国主義と国内の封建主義、官僚資本主義の抑圧の下にあった。国際的帝国主義と国内の封建主義、官僚資本主義は互いに結託して一体となり、中国の各民族を抑圧する三つの山となった⁴⁰⁾。

李は、早期段階から漢民族と他民族の形態を支配と被支配の関係を両面に分け、抑圧と被抑圧を指摘する一方で、漢族を中心とした諸民族の「経済的文化的連携」を強調している。また、中国の各民族の民衆はすべて「帝国主義・封建主義・官僚資本主義」の抑圧下にあったとも述べている。これは、周恩来が「中華民族」そのものが帝国主義によって長期的にわたって搾取されてきた民族なのだ、とする議論と一致している。さらに、周恩来の、共産党と少数民族とは革命の闘争を共にしてきたという議論（彼はそこに「絆」が生まれたとしている）を加えれば、これらは当時の中国共産党の「民族自決（分立）」への反対の根拠となっている。

問題は、個別具体的に「抗戦時期の新疆」を取り上げた場合、新疆はこうした彼らの議論にあてはまらないことである。李維漢の言う漢族を中心とした諸民族の「経済的文化的連携」や封建主義・帝国主義・官僚資本主義の「反動支配」を、宗教としてはイスラム教、在外勢力としてはソ連の影響が強かった新疆にあてはめることは困難であろう（この時期の新疆に「官僚資本主義」や（ソ連以外の）「帝国主義」の支配があったとは考えにくい）。また、周恩来が述べた、共産党と少数民族がともに革命闘争を戦ってきたとする主張も、同様である。たしかに、河北では回民義勇隊が活動していたし、東北抗日連軍の主力は朝鮮人（族）であった。周恩来が挙げるよ

うに、内モンゴルには革命根拠地があったし、西南地方の少数民族は共産党の西南遊撃区や長征途上の部隊に参加していた。彼らには、共産党が標榜できる共闘の歴史があったし、共産党はその記憶を喚起することができた。ところが、新疆のウイグル人の場合は、これがない（地理的な要因が大きいだろうが、革命闘争の過程でウイグル人は紅軍に参加しなかったし、抗日戦争でウイグル人の部隊が組織されたことはない）。

周恩来が語った「絆」は、ここでは見出すことができない。だが、そもそも中国共産党の政権の正統性の一つは、革命闘争と抗日戦争に勝利した「歴史の記憶」にあるのだから、そして諸民族を一体として「封建主義・帝国主義・官僚資本主義」の抑圧下にあったとし、それらが一体となって戦ってきたとの歴史観を周恩来たちが主張している以上、地政学的にも重要で広大な面積を占める新疆を無視する訳にはいかない。ならば新疆と抗日戦争との関連は強調されねばならない。だからこそ、新疆を研究対象とする中国共産党とその周囲の歴史家たちは、抗日戦争での新疆の人々の義捐金運動を「勝利への貢献」として強く打ち出し、「抗日の大後方」新疆を高く評価した。こうした研究動向がほぼ1990年代に確立されたのも、この時期に中華ナショナリズムを中心に国家の統合が構想されるようになった⁴¹⁾からであろう。諸民族を統合するため、新疆地区を含めての全少数民族にその歴史観を当てはめようとするなら、どうしてもフィクションを含む周恩来たちの主張との整合性が必要になったのである。

おわりに

ここまで、本論文は対日抗戦期における新疆で行った義捐活動をめぐって検討した。第一章では、中国国民党中央執行委員会が規定した「義捐方法の修訂改善四條」と新疆省政府が作成した「新疆省政府義捐管理規則」を比較した上で、義捐とは（宣伝や勧誘に応じてではあれ）あくまで自発的な意思にもとづく金銭や物品の寄付のことであり、強制や割り当て、目的外流用が明確に禁止されている事実を見出した。第二章では、こうした定義・規則に反し、新疆で行われた義捐活動の中では、強制的な義捐や金額の指定、他目的使用、超過徴収といった問題が存在していたことを論証した。さらに第三章では、周恩来の報告書「我が国民族政策いくつかの問題について」と李維漢の『若干の民族理論と民族政策についての問題』を利用し、恐らく新疆での実態を知っていたはずの中国共産党が、なぜあえて新疆の義捐運動の抗日戦への「貢献」を高く評価してきたのか、その理由について検討した。

要するに、中国共産党は諸民族を統合するため、特に新疆に関しては「ともに戦った」記憶を作り、これを過大評価した。もともと人種・文化・宗教の格差が大きく、歴史的に不可避的であった漢族と他民族の支配と被支配の関係性があるため、新疆のような少数民族が多数居住する地域の民衆たちは、言うまでもなく漢民族のような「中華」への向心力は強くは持たない。しかし、日中戦争と国共内戦を戦い抜いた中国共産党は「社会改革」を標榜し（周恩来）、国内外の反対勢力を排除しながら、これらの戦争の「勝利」を用いて政権統治の正統性を主張した。「勝

利」に参加した少数民族が多いほど、正統性は強化される。だからこそ、抗戦に直接参加しなかった新疆の人民の抗戦「貢献」は実態以上に評価されることになったのではないか。新疆を「ともに戦った」存在と位置づけるためである。

もちろん、本論文で言及した新疆抗戦への「貢献」は、決してすべて否定されるべきではない。民衆たちのすべてが自発的に義捐活動に参加していたのではないとしても、抗戦のため尽力しようとした人々は必ず存在したであろう。しかしながら、ここで以上の問題を検討してきたのは、今まで少数民族に他者（主には中国共産党）から貼り付けられてきた歴史、それも過大評価されながら歪められてきた歴史の実相の解明を目指したからである。そして、歴史の解明は最終目的ではなく、現状の把握、未来の趨勢こそが目的である。

今回の論文で扱っている資料は現在中国で公開されているものであり、その内容を改めて深り下げ、先行研究への批判的視座を確保しながら考察を行った。しかし、今日にあっても（あるいは今日であればこそ）、未公開の資料は多数残っていると予想される。これらは、中国の少数民族研究について最も大きな難題である。新史料の考察と現存史料の再分析は、今後の課題にしたい。

注

- 1) 吐娜「新疆民衆反帝連合会在抗戦期間的活動」『西域研究』2010年10月第4期40-50頁。
- 2) 劉向暉「新疆在中国抗戦中の歴史地位和作用」『新疆地方志』2015年9月第3期、48-53頁。
- 3) 尹偉先「論新疆各族人民对抗戦做出的貢獻」『西北民族大学学報（哲学社会科学版）』2015年9月第5期、1-10頁。
- 4) 南柱成、李志林、閻佩璋「論新疆抗日民族統一戦線」『新疆社会經濟』1995年8月第4期、29-33頁。
- 5) 朱培民「論新疆抗日民族統一戦線」『烏魯木齊職業大学学報』2000年8月第3期、20-33頁。
- 6) 朱憲臣「陳潭秋与新疆抗日民族統一戦線」『新疆社科論壇』2012年4月第2期、80-84頁。
- 7) 庄鴻濤「新疆对抗日战争的貢獻及其重大歴史意義」人民網——中国共産党新聞網 (<http://dangshi.people.com.cn/n/2014/0508/c85037-24991898.html>, 2019年10月3日閲覧)。原載は『新疆党史』誌。
- 8) 中国国民党中央執行委員会「通令及通告：関于法制者：八、令各級党部：訂定改善募捐弁法、四項、令仰遵照。查募捐款項什物、用以接濟及慰勞義勇軍与前線將士或振濟被災民衆、用意本属至善、惟募集方式、应合於下列兩項原則：（一）以一部份人的精神或物質貢獻於群衆、藉以喚起多数人之同情並換取其剩余物質。（二）以有組織的少数人之努力及信譽、喚起無組織之群衆同情与興奮、而取得其自願貢獻之精神与物質、方能収大量之效果。默觀近来募捐弁法、多未適合此旨、而流弊所及、則有下列情形：（一）任何人皆發起募捐、任何人皆有被募之義務、募捐者既未必合於上述原則、被募者亦未必具有同情。（二）募集之款項什物用諸何處、未經公開、被募者、不知其確實用途、至俟藉名義招搖撞騙者有之。（三）募捐者每慷他人之慨、被募者類強充而不敢逕拒。（四）募捐者衆、足使被募者不能踴躍、為謀多方应付、遂至不克尽量輸將。（五）募捐之機關駢立、費用亦多、無形減損捐款。（六）募捐者信用未孚、使被募者感受惡因、影響所至、反足使信譽素著者、進行困難。（七）每一事項、輒有多數機關為之募集捐款、致所捐款項不能集中、紛紜複雜、使不肖者易於從中漁利。綜此情形、今後對於募捐弁法、实有改進之必要、爰經本会第六十一次會議決弁法四項如左：一、全国各種社会文化团体学校等組織、凡募集捐款、接濟義勇軍、慰勞前方將士、助充軍費、救濟匪区災民等等、須以智能之表現

(例如演劇遊芸會展覽會等) 貢獻於群眾、並喚起其同情、以換取其捐助、或以正式組織之努力與信譽喚起群眾同情、募集捐助款項或什物。其方式之採用、須經當地黨政機關之核准。其款項之收管、須有本組織以外之人員共同參與、以昭大信。二、全國各職業團體之募集前項捐款者、須混合組織一委員會管理之、由當地黨政機關倡導發起、確定組織、使民衆易於認識、並易起同情。其款項等之收管、須由若干組織中分子共同參與、並公布其數目、以昭大信。三、同一事項之募集捐助、須由各省市黨政機關組織一總機關總司其成、並昭統一。前項各團體或組織為分募機關、其設置以適合因應、不致駢枝為原則。四、凡不合於上項弁法者、當地政府得嚴厲取締之。』『中央黨務月刊』第56期、1933年3月、15-17頁。

- 9) 「社会：転知統一募捐弁法」『南京市政府公報』1933年第128期、51-52頁。
- 10) 「命令：訓令：令為奉令規定募捐弁法通令遵照由」『警察月刊』1933年第1卷第5期、29-30頁。
- 11) 「新疆省政府管理募集款項規則 一、凡向民間募集一切政府所需用款項物品或演劇及其他遊芸會募捐等、絕對應有(由)政府核准命令、方為有效。二、任何機關、團體欲向民間募集款項、得事先經由財政廳特呈政府核准後方可進行工作。三、機關團體向財政廳請求時、應將募集款項、目的、理由與數目及募集方法詳為叙明、以便轉呈。四、自二十八年六月十五日以後、如無政府核准募集命令、任何機關、法團、均不准作募集工作。(中略) 八、出捐款項、物品者于納捐後、應在財政廳制發之募集表上填寫姓名及所捐款項數目與物品種類、名稱、件數並在表內規定之位置簽名、蓋章、尤須注明所捐款項或物品純系自動樂捐並無強派情形等字樣、以昭慎重。」、「省民政廳長兼迪化區行政長為管理募捐規則事給乾德縣政府的訓令(1939年7月26日)」、烏魯木齊市黨史地方志編纂委員會弁公室、烏魯木齊市檔案局(館)編『迪化區各族民衆抗日募捐運動』(以下、『迪化募捐運動』と略称)、新疆人民出版社、2016年、78頁。
- 12) 劉向暉前掲「新疆在中國抗戰中的歷史地位和作用」、49-50頁。
- 13) 符強「在新疆募集的有些物資還被直接送到延安、有力地支持了八路軍的抗日作戰。整個抗戰時期、新疆各族民衆節衣縮食累計捐款達國幣五〇〇〇萬元、還有大量的實物。這對當時地方經濟落後、人民生活非常貧困的新疆來說、實屬不易。有些募捐活動、無論從開展的規模還是募集款物的數量、新疆都是走在全國前列的、反映了各族民衆的抗戰決心和愛國熱情。」「序」新疆維吾爾自治區檔案局、中國社會科學院邊境史地研究中心、『新疆通史』編撰委員會編、『抗日戰爭時期新疆各民族民衆抗日募捐檔案史料』(以下、『抗日募捐檔案史料』と略称)、新疆人民出版社、2008年、1頁。
- 14) 同前、2頁。
- 15) 「新疆孤懸西北、交通不便、從前當局以中原多故均抱閉關主義避免漩渦、號為塞外桃源。置治亂於不聞、幾與內地隔絕、軍事行政至今未上軌道、財政恐慌尤無弁法。(中略) 新疆素号回疆、漢滿蒙纏回哈布及焐化各民族、極為龐雜、宗教言語各自風尚。前清取羈縻(縻)政策、各從其習、民國仍之。在新漢人比較各族僅千分之一、加以嗜鴉片者極多、意委靡不振。其他各民族如勸其尊重人道愛護國家、無異夏虫語冰莫名其妙。而纏族語言文字竟無國家名詞、僅有帕夏一語詛為君王。今即用作國家代名詞、知識如此又何能責其有愛國思想。新疆教育關係極重、當局者視為不急之務、全省教育經費支出之數不及內地一縣之教育費。開省數十年民族各自畛域牢不可破、不能同文融化、發生種族殘殺慘禍、當局者不能辭其責也。應特籌教育專款、聘任內地教育專門人才、積極進行普及小學、實於邊局有益。」、「(一) 新疆屯墾使張培元致國民政府呈(1933年7月16日)」『民國時期新疆檔案彙編(1928-1949)·第十七冊』鳳凰出版社、2015年、279、289-290頁。
- 16) 前掲『抗日募捐檔案史料』の目次と127頁の「新疆民衆抗日救國後援會各級分會組織機構表」を参考に作成した。
- 17) 「拋民衆反帝連合會秘書長王壽成呈、以近來日滿偽軍加緊反攻綏東、全國各族同胞均紛紛捐助、慨解義囊、慰勞綏東前防抗日將士、以資與精神及物質上之援助、以鼓勵其抗戰勇毅。新疆亦應表示同情、

請予通令省城各機關公務員各捐本年十二月份二日薪水、作為綏遠抗日將士慰勞費一案、尾開、合行令仰該庁長遵照弁理、並限于文到五日內、迅將捐薪扣齊報解、勿延為要。」「教育庁為庁職員自願捐出二日薪水慰勞綏遠抗日將士事致省政府的呈及省政府的指令（1936年12月30日）」、前掲『抗日募捐檔案史料』、4頁。

- 18) 「但提倡募捐弁法以人民自動根據本身財力自由捐助為原則、勿得勉強分派為要、並將倡捐情形報查、得有成數即行解省」、「督弁公署等就開展抗日募捐活動事給和田行政長的電（1938年2月25日）」、前掲『抗日募捐檔案史料』、31頁。
- 19) 「窃我県于四・一二組織抗日分会、宣諭各族民（衆）甘願抗日廉捐、確無攤派情事、願捐遵令」、「沙雅県為成立後援分会並解繳抗日義捐事致督弁公署等的電（1938年4月19日）」、前掲『抗日募捐檔案史料』、44頁。
- 20) 「新疆雖處邊陲、關於義舉原不後人、所以自抗日後援會成立迄今、募捐慰勞前方將士及救濟難民者、踴躍異常、惟因各機關公務員薪水微薄、生活頗為困難、所以有對於募捐一層應任其自由捐助、多寡在所不拘、乃近聞各機關內有主管長官指定攤派一月或兩月薪水者不等、似此殊有失募捐之本意、自應規定以示限制、嗣後凡遇有募捐情事、須取其本人自便、不得強派硬攤、以示體恤而免紛擾」、「迪化區行政長為抗日募捐事給呼圖壁縣的訓令（1937年11月9日）」、前掲『迪化募捐運動』、40頁。
- 21) 「近查各處舉行募捐者甚多、有時募捐人對於募捐意義並不詳加解釋、致使出捐者將錢捐出尚不知作何用途、有時応募略少、即以言語諷刺甚至以強詞迫捐、並生舞弊情事、致使一般商民多有訾論」、「省政府為統一管理募捐款項規則事給阜康縣政府的通令（1943年7月16日）」、前掲『迪化募捐運動』、80頁。
- 22) ここでの「銀300万兩」とは新疆での紙幣票銀（大量発行のため大幅に価値を下落させていた）によるものであろう。
- 23) 「窃查兩湖會館公產原系昔日昇任文武照例捐積以備每年同鄉會慶之需、此等虛假公產只可飽其少數人之私囊、實與公衆無益。雖因設立學校每年捐助學費銀三百萬兩、其款出自光明劇園並非會館本分。況斯公產既非私人世業、又非養衆要項、與其滯留存置、上則不能補國、下則不能濟衆、錢財獨利經手、地基占富富豪、此難得寸、致嘆住宿無處、彼竟獲尺、驕恃大廈居奇、公而不公、平而不平。曷若悉數提歸抗日救國後援會、俾得打倒日寇、保全領土、爭榮萬世、豈不當哉。然則職員固非好事者之為、實緣國難當頭、情迫難已、故倡是舉。（略）速飭派員前往、與各會首接洽、告以措大意、實非沒收例制、一俟掃清日寇、仍必退止。如此和平勸募、定見成效遠大」、「陳得喜為請將兩湖會館公產提交後援會援助抗戰事致省政府的呈（1937年11月18日）」、前掲『抗日募捐檔案資料』、19頁。
- 24) 「窃查職會因建築俱樂部負債甚鉅、擬演劇歸還欠款、于本年一月二十一日業經呈准在案。旋因各界抗日募捐工作時間上之不許可、以致延緩迄今。現在職會為努力抗日後援工作、擬作第二次抗日募捐演劇、同時藉以募換建築俱樂部欠款」、「漢文會為第二次演劇募捐等事致省政府的呈（1938年6月4日）」、前掲『迪化募捐運動』、53頁。
- 25) 「迪化盛督弁勳鑒、抗日後援總會、漢族文化促進總會均鑒：漢文會呈悉。擬稱該會為努力抗日後援工作、擬進行第二次抗日募捐運動、日期另報。（中略）主席李溶」、「省政府為漢文會第二次演劇募捐等事給迪防督弁公署等的代電（1938年6月9日）」、前掲『迪化募捐運動』、54頁。
- 26) 「案准貴會函開、擬定於本年八月五日起至八月十日止、在新星舞台表演新劇六天、募集抗日捐款及清還俱樂部欠款一案。等由。准此、惟抗日募捐三日劇票由本會發給、所有清還俱樂部欠款募捐三日劇票自應由貴會自行籌備」、「後援會為抗日募捐演劇劇票事致漢文會的函（1938年8月2日）」、前掲『迪化募捐運動』、60頁。
- 27) 「窃県長在乾啓程省時、拋當地街長、紳商刁長久等稟稱、每年夏末秋初應舉行田禾會、由農商等湊資演劇酬神。茲定于國曆八月十七日雇妥省城光明劇院赴乾唱劇五天、理合稟報県長俯準備案、等情。拋此、查所稱各節、本屬迷信、但職県民商知識薄弱、一旦予以拒絕、特（特）恐引起一般人民誤會。除

- 飭准予転請備案外、屆時当由県府、県公安局莅場維持秩序。在会劇終了時、擬利用此項旧劇宣傳政府政策、進行抗日募捐、援助前防（方）將士以尽後方民衆天職、並函請後援總會頒發捐冊、「乾德県為利用秋季会劇之際進行抗日募捐事致省政府的呈（1938年8月8日）」、前掲『迪化募捐運動』、61頁。
- 28) 「摺報稱：南疆各県对于歷次發起之抗建募捐均□□□□□輸將、成績頗為可觀、惟在募捐中少数県政府發生嚴重錯誤、即当各県募捐總數決定後、県長企圖邀功、所捐款項往往超出規定數目」、「省政府為各県募捐超規定事給阜康県政令的訓令（1944年7月27日）」、前掲『迪化募捐運動』、82頁。
- 29) 張大軍主編『盛世才上莫斯科史大林報告書（一九四〇）』中亜出版社、1997年、168頁。
- 30) 同前、128頁。
- 31) 「県長即于本年一月十日召集各機關、各職員、各族民衆、阿洪、鄉約、頭目等到県開會、按民衆抗日救國後援會宣傳大綱並將次第各条宣傳外、現值非常時期、必有非常事件、嚴查帝國主義分子之奸人、匪人造謠生事、暴日原是我們本國奴隸種子、反主侵國、慘殺凌虐、無所不至、損失金銀無數萬々外、不知多少犧牲」、「麥蓋提県為成立後援分會並開展募捐工作等事致省政府的呈及省政府的指令（1938年1月27日）」、前掲『抗日募捐檔案資料』、26頁。
- 32) 中共中央文獻研究室・中共新疆維吾爾自治區委員會編『新疆工作文獻選編（1949-2010年）』中央文獻出版社、2010年、189-190頁。なお、同文は『周恩來選集』下卷、人民出版社、1980年、247-271頁、所収。
- 33) 東トルキスタン共和国については、王柯『東トルキスタン共和国研究——中國のイスラムと民族問題』（東京大學出版會、1995年）を参照。
- 34) 前掲『新疆工作文獻選編』、190頁。
- 35) 同前、193-194頁。
- 36) 「我們新中國就是要幫助各民族發展、這就必須實行一個根本性的措施、就是進行社會改革。社會改革是我們中國各民族的共同性的問題。漢族也要經過改革才能夠發展。我們所說的社會改革、最根本的是經濟改革。為什麼要改革？因為要建設社會主義、要人民生活富裕起來」、同前、194頁。
- 37) 李は、「關於目前統一戰線工作中的幾個問題」（中共中央統戰部研究室『歷次全國統戰工作會議概況和文獻』）の中で、この民族統一戰線について、次のように述べている。「伊斯蘭教与民族結合在一起的、亞洲的其他許多民族也都信奉此教。仏教在漢族中也有很多人信仰、喇嘛教在中國蒙、藏、土及其他小民族、東方其他一些國家的許多人民都信仰它。（中略）我們的同志對這些問題、看不見全局（中略）對他們實行閹門。我們必須認清統一戰線是全体人民的、必須包括他們在內。」檔案出版社、1988年、65-66頁。
- 38) 李維漢「在這一百零九年間、先是清朝專制政府、它代表滿族封建貴族的統治。其後是北洋軍閥政府、最後是蔣介石國民黨政府、二者都代表大漢族主義的統治。這三個朝代或者三個時期的反動統治、都是民族的牢獄。雖然它們在具體的策略和方法方面有一些差別、但都實行民族壓迫制度和民族壓迫政策、對被統治的民族剝削、歧視、侮辱、殘殺、無處不用其極。（中略）我國有許多的兄弟民族、在反動統治時代、就這樣地被否認或者被埋沒了。在那個時代、有誰知道我國存在有五十多個兄弟民族呢？只有在中華人民共和國成立、廢除了民族壓迫制度、實現了民族平等、團結之後、有許多兄弟民族才被人們所知道和公認。」『關於民族理論和民族政策的若干問題』民族出版社、1980年、24頁。
- 39) 「民族壓迫實質上是階級壓迫、帝國主義（即國際壟斷資產階級）對中國的壓迫是這樣、國內的民族壓迫也是這樣。在近代中國、無論是清朝末期、北洋軍閥統治時期、或者國民黨統治時期、所實行的民族壓迫制度和民族壓迫政策、是基本相同的。為什麼基本相同呢？因為一定的制度和政策是反映一定的階級本質、這幾個時期反動統治的階級本質是相同的、它們在民族壓迫方面所採取的制度和政策也就基本相同。（中略）第三、國內反動統治階級是同帝國主義聯成一個體的。無論是清朝政府、北洋軍閥政府、或者蔣介石國民政府、它們實行民族壓迫、總是以帝國主義勢力為後援、同時又充當帝國主義統治中國

各民族の代理人。清朝政府の方針は「寧贈友邦、毋予家奴」、北洋軍閥政府和国民党政府更是有過之無不及。我国外来的民族压迫和国内的民族压迫、因此在事实上聯成一氣、形成一体、而我國各民族人民反对外来民族压迫和国内民族压迫的鬭争、也必然聯成一氣、形成一体。」同前、25、27頁。

- 40) 「中国很早就是一個以漢族为主体的統一的多民族国家。一方面、各民族在長期共同發展中、早就以漢族为中心、經濟和文化的聯系。在大多数民族間、這種聯系是比較密切不可分離的。另一方面、又長期存在着民族压迫制度、主要是漢族反動統治的压迫、在多数情況下、是漢族反動統治同少数民族内部的反動階級勾結一氣（同時、他們之間又常常互相矛盾）、向少数民族的勞働人民進行压迫剝削。在近代、中国淪為半殖民地半封建的社会、中国各民族人民都处在國際帝國主義和国内封建主義、官僚資本主義的压迫之下。國際帝國主義同国内封建主義、官僚資本主義互相勾結成為三位一体、成為压迫中国各民族人民的三座大山。」、同前、69-70頁。
- 41) 毛里和子「中国のアイデンティティ・クライシス — 『民族の凝集力』」、同編『市場經濟化の中の中国』日本國際問題研究所、1995年。